

平成23年2月28日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

納税者が亡くなった場合の配偶者控除・扶養控除

—納税者の死亡日の現況、及び12月31日までの現況で判定されます—

◎納税者が亡くなった場合の確定申告（「準確定申告」といいます。）

所得のある納税者が亡くなった場合、その納税者の相続人は、死亡した日の翌日から4か月以内に、納税者の死亡当時の納税地の税務署に、その亡くなった納税者のその年分の所得の「準確定申告書」を提出しなければなりません。

◎亡くなった納税者の控除対象配偶者・扶養親族

「準確定申告」においても、通常の確定申告同様、配偶者控除・扶養控除の適用があります。この場合、亡くなった納税者の控除対象配偶者・扶養親族に該当するための要件は、納税者の死亡時においてその者が納税者と生計を同じくしており、かつ年間所得が38万円以下（給与収入に換算すると103万円以下）であることです。

この、要件について注意すべき点があります。

◎注意点1 「年間所得38万円以下」の算定期間

控除対象配偶者・扶養親族の「年間所得が38万円以下である」、という要件はその年1月1日から12月31日までの通年で算定するのであって、決して納税者の死亡時までの期間ではないということです。

事例ですが、不動産所得のある納税者が亡くなり、準確定申告をしました。死亡した納税者の配偶者は以前から所得はなく、その準確定申告においても生前と同じく配偶者控除を適用して申告しました。

しかし配偶者は納税者の死亡により不動産を相続することとなり、納税者の死亡以後、その年12月31日までに38万円を超える不動産所得が発生しておりました。

その結果、亡くなった納税者の配偶者には年間38万円超の所得があったため配偶者控除は適用されず、修正申告することとなりました。

◎注意点2 亡くなった納税者の控除対象配偶者・扶養親族は同じ年に他の納税者の控除対象配偶者・扶養親族にもなれる。

例えば、妻・子供のある個人事業者の夫が亡くなり、妻がその年中に夫の事業を引き継いだ場合、夫の準確定申告では、死亡当時、納税者（夫）と生計を同じくしており、かつ年間所得が38万円以下である子供については扶養控除が適用されます。（妻については引き継いだ事業の所得がその年中38万円を超えれば配偶者控除は適用できません。）

さらに妻がその年分の確定申告を行う際、その年12月31日において納税者（妻）と生計を同じくしており、かつ年間所得が38万円以下である子供についてまた、扶養控除を適用することができます。